

## みなと9条の会 学習会

「戦争法（安保法制）成立後の憲法・自衛隊を学ぼう」

2022年3月5日

東京合同法律事務所 弁護士 緒方 蘭

### 1 「改憲4項目」とは？

2015年9月19日、戦争法（安保法制）強行採決

2017年5月3日に安倍首相（当時）が突然、改憲派の集会のビデオメッセージで提案した

①9条に自衛隊を書き込む

②緊急事態条項

③教育無償化

④選挙区の合区をやめる

→②から④は法律改正で対処でき、憲法に書く必要なし

今日は4つのうち、①のお話をします

### 2 今も狙われる改憲4項目

岸田でも改憲の動きは続いている

今年は、予算審議中に衆議院憲法審査会を開催するという異例の対応をして、もう意見の取りまとめに入ろうとしている

これまで3年間、憲法審査会を開かせない対応をしてきたが、通用しなくなってきた

### 3 憲法に書き込まれる自衛隊とは？

#### (1) 自衛隊のイメージとは？

改憲に反対する国民の中で、自衛隊を合憲と見る人は多い

「9条を変えるのは嫌だけど、自衛隊は災害救助を頑張っているから合憲にすべき」「9条1項、2項が変わらないなら問題ない」

つまり、護憲派を分断する改憲案

#### (2) 自衛隊の作られた経緯

日本の軍部が暴走し、アジア・太平洋戦争で多大な戦争被害を発生させた反省から、憲法9条が生まれた

しかし、東西冷戦。朝鮮戦争の勃発により、アメリカは、日本が再軍備し、アメリカの代わりに極東地域を守らせようと考えた

1950年、警察予備隊をつくった

1952年、保安隊に改組した

1954年、自衛隊が発足した

その後も日米安保条約下で、不平等な協力体制を作ってきた

※日本のオミクロン株のまん延は、米軍基地から

クラスターが発生した部隊が出入国前後にPCR検査を実施していなかった

### (3) 憲法9条と自衛隊の矛盾

9条2項「陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない」

自衛隊が「戦力」にあたると憲法9条に違反してしまうため、これまで歴代の政府は「専守防衛」のための「必要最小限度の実力組織」なら合憲という建前をとってきた

つまり、先制攻撃できない。日本が攻められた時に反撃するのみ

＝集団的自衛権の行使は不可、長距離爆撃機、護衛艦型空母は不可

### (4) 戦争法による変化

#### ① 集団的自衛権の行使を認めた

戦争法の1年前、2014年7月の閣議決定で認めた

集団的自衛権：日本が攻撃されていなくても、仲のいい国が攻撃されたら一緒に反撃できる権利

アメリカの過去の戦争は、最初は「自衛」の名目で行われたが、後で侵略戦争と評価されたものばかり

ベトナム戦争、アフガン戦争、イラク戦争

※ベトナム戦争では、韓国が米国への集団的自衛権行使を理由に参戦し、5000人戦死

#### ② 戦地での米軍などへの後方支援を広く認め（どこでも＝地球の裏側でも）

米軍などの武器等防護を認めた（いつでも＝戦時でも平時でも）

戦争法で、有事法制・特措法を作らなくても、いつでも（平時でも戦時でも）、どこでも（地球上すべて）切れ目なく、アメリカの後方支援ができるようになった

後方支援を「非戦闘地域」に限定していたのが、「現に戦闘行為を行っている現場」以外ならどこでもできることになった

PKOで他国軍を助ける妨害排除のために武器使用していいことになった  
機雷掃海・観戦防護のための護衛作戦、武器等防護、戦闘捜索・救難活動の支援、敵に支援を行う船舶活動の阻止など

### (5) 自衛隊の変容

#### ① 攻撃能力の保有

宮古、奄美、石垣島にミサイル防衛の施設をつくっている

水陸機動団（日本版「海兵隊」）に、沖縄の島しょ部を防衛させる

F35ステルス戦闘機の大量購入

護衛艦「いずも」の空母化「いずも」を空母化して、F35-B戦闘機が発着できるようにし、敵基地攻撃能力を持たせる

→防衛費の増大

第二次安倍政権誕生から毎年防衛費の最高額更新中。防衛費を「GDP1%」枠をなくした

今年も米軍再編関係経費を入れれば6兆超える  
アメリカから高額兵器を爆買い。思いやり予算も高額

## ②米軍との一体化

アメリカだけでなく、インド、オーストラリア、フランスなどとも一緒に共同軍事演習

今年2月に自衛隊と米軍が沖縄・宮古島などで実施した「ノーブル・フュージョン」では、遠征前進基地作戦（EABO）の連携強化を確認  
演習では、有事の際に、日本が参戦することが想定されている

## （6）2018年防衛大綱

中国に対して、軍事力で対抗することが明記された

アメリカと宇宙・サイバー領域、総合ミサイル防空などの多くの分野で協力体制をとり、共同訓練・演習を行い、アメリカへの後方支援を強化

## （7）2022年1月7日の日米2+2共同発表

「日米は、今後作成されるそれぞれの安全保障戦略に関する主要な文書を通じて、同盟としてのビジョンや優先事項の整合性を確保することを決意した。日本は、戦略見直しのプロセスを通じて、ミサイルの脅威に対抗するための能力を含め、国家の防衛に必要なあらゆる選択肢を検討する決意を表明した。日米は、このプロセスを通じて緊密に連携する必要性を強調し、同盟の役割・任務・能力の深化及び緊急事態に関する共同計画作業についての確固とした進展を歓迎した」

「閣僚はアセット防護任務、共同の情報収集、警戒監視及び偵察活動（ISR）、実践的な訓練・演習、そして柔軟に選択される抑止措置（FDO）、戦略的なメッセージを含む協力の進化を歓迎した。閣僚はまた、日本の南西諸島を含めた地域における自衛隊の態勢強化の取り組みを含め、日米の施設の共同使用を増加させることにコミットした。」

アメリカはインド太平洋での存在を強めるために、日本・アメリカ・オーストラリアで「クアッド」、イギリス、オーストラリアと創設した「AUKUS（オーカス）」などの軍事同盟を作り、中国を包囲網を作っている  
台湾有事も想定

米中間の対立・紛争において日本が平時も紛争時もアメリカに協力  
＝つまり、台湾有事が発生すれば、集団的自衛権の行使の場面になりうる  
＝日本がアメリカと中国の対立に巻き込まれる

歴史的事実を踏まえ、台湾の住民の立場を想像しながら、戦争させない政治を志向すべき

日米2+2では、南西諸島を拠点にする前提であり、中国軍が南西諸島を攻撃するリスクがあり、また、台湾有事の際に南西諸島が巻き込まれるリスクがある

## （8）敵基地攻撃能力の保有

敵が攻撃してきた時に、敵の基地を直接攻撃できる能力

先制攻撃は含まれない。

鳩山一郎首相答弁、船田中防衛庁長官代読、昭和31年2月29日衆議院内閣委員会

「わが国に対して急迫不正の侵害が行われ、その侵害の手段としてわが国土に対し、誘導弾等による攻撃が行われた場合、座して自滅を待つべしというのが憲法の趣旨」とは考えられず、

「ほかに適当な手段がないと認められる場合に限り」、「自衛権の範囲に含まれる」として憲法上、許されると説明した。

→政府はその後もこの考えを維持しているが、実際は、敵基地攻撃能力の保有はしてこなかった

→しかし、イージス・アショアの配備停止の代わりに、政府は防衛に空白が生じるとして、敵基地攻撃能力の保有を検討開始

ミサイル防衛を想定しているが、相手国が日本に向けてミサイルを発射しているという情報を本当に正確に把握できるのか？

システムを作るために多額の費用がかかるのではないか？

敵基地攻撃能力を保有し、「抑止力」に頼る方法では軍拡競争を招き、軍事的緊張を高め、戦争のリスクが増大してしまう

※ちなみに政府は名前を変えて誤魔化そうとしている

「ミサイル阻止力」「自衛反撃能力」

#### (9) 憲法9条に自衛隊が書き込まれると・・・

今までは、9条2項によって自衛隊は軍隊であってはならないという歯止めがかかっていたが、自衛隊を憲法に書き込み、憲法に違反しない存在になれば、歯止めがなくなり9条2項が死文化されてしまう

## 4 緊急事態条項

コロナ禍で、緊急事態条項を憲法に入れ、もっと政府の権限を強化すべきという世論も

しかし、人権の制約を容易にできることになってしまう

想定するケースが曖昧で、広範囲。長期間の独裁が認められてしまう

→コロナ対策を含め、法律で対処できるため、憲法を変える必要がない

## 5 武力や「抑止力」よりも対話による平和を

世界は戦争しない方向へ。1928年パリ不戦条約、1945年国連憲章  
日本が起こしたアジア・太平洋戦争で、日本は大変な過ちを犯した。同じ過ちを繰り返さず、国際社会に受け入れてもらうために、憲法9条がある  
ASEAN諸国は、米中紛争を防ぐために、対話をする「紛争予防外交」へ

私たちに何ができる？

～最後まで聞いてくださり、ありがとうございます～